

新型コロナウイルス感染症

特別警戒警報

発令中！

営業時間短縮要請【対象：県内全域】

対象 県内全域における①飲食店②遊興施設

営業時間 朝5時から夜8時まで(酒類提供は夜7時まで)

協力金 全期間実施を前提に1店舗76万円

相談窓口 095-895-2618 《1/17(日)開設》
(受付時間：9時～17時45分、土日祝含む)

要請期間：1月20日(水)～2月7日(日)

要請内容

・長崎県内全域において、午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から午前5時までの間の営業(午後7時以降の酒類の提供)を行わないよう要請されています。

要請期間

・令和3年1月20日(水)から令和3年2月7日(日)まで

対象地域

・長崎県内全域

対象施設

・食品衛生法上の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの)

【対象施設の具体例】

居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等

※宅配、テイクアウトサービス、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機コーナー、飲食スペースを有さないキッチンカーは対象外です。

時短要請協力金

・上記の要請期間の全期間(令和3年1月20日から令和3年2月7日まで)で営業時間の短縮に協力いただいた店舗を対象に、1店舗当たり76万円を支給予定です。

※以下の店舗は協力金の支給対象外です。

- ・従来の営業時間が午後8時前までの店舗
- ・今回の要請前に既に廃業、休業している店舗

※申請方法や申請受付期間などの詳細については、1月下旬を目処に長崎県のホームページへ掲載されます。

相談窓口

- ・長崎県相談窓口 ☎095-895-2618
- ・受付時間 午前9時00分から午後5時45分まで(土日祝日含む)